

e 承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞ 管理会社側サービス利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2025 年 2 月改定	2025 年 12 月改定
1.(1)	e 承認サービス（マンション管理組合）は、契約者に対してマンション管理を委託するマンション管理組合のうち e 承認サービス（マンション管理組合）を構成する当行所定のマンション管理組合向けサービス（以下、「管理組合側サービス」といいます）を利用しているもの（以下、「管理組合」といいます）において当該マンション管理にかかる各種費用（以下、「管理費用」といいます）の支払事務等を行うに当たり、当該管理組合により指定された者が端末（後記 1.(3)に定義します）を用いて契約者による管理費用の支払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス（マンション管理組合）を構成するサービスとして契約者が端末の操作により利用することができる本サービスには、管理組合における管理費用の支払等を円滑に実施することを目的とする以下の機能があります。	e 承認サービス（マンション管理組合）は、契約者に対してマンション管理を委託するマンション管理組合のうち e 承認サービス（マンション管理組合）を構成する当行所定のマンション管理組合向けサービス（以下、「管理組合側サービス」といいます）を利用しているもの（以下、「管理組合」といいます）において当該マンション管理にかかる各種費用（以下、「管理費用」といいます）の支払事務等を行うに当たり、当該管理組合により選任された者が端末（後記 1.(3)に定義します）を用いて契約者による管理費用の支払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス（マンション管理組合）を構成するサービスとして契約者が端末の操作により利用することができる本サービスには、管理組合における管理費用の支払等を円滑に実施することを目的とする以下の機能があります。
1.(1)⑤	⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能（以下、「管理組合情報照会機能」といいます）、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合の理事長または担当理事に代	⑤契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能（以下、「管理組合情報照会機能」といいます）、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合の管理者（管理組合側サービ

	わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができる機能（以下、「パスワード初期化機能」といいます）、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログインIDを当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができる機能（以下、「ログインID通知機能」といいます）その他管理組合の管理のための当行所定の機能（以下、「組合管理機能」といいます）	ス利用規定 1.(1)①に定義します）または承認等担当者（管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します）に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することができる機能（以下、「パスワード初期化機能」といいます）、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログインIDを当該管理者または承認等担当者に通知することを当行に申請することができる機能（以下、「ログインID通知機能」といいます）その他管理組合の管理のための当行所定の機能（以下、「組合管理機能」といいます）
1.(1)⑦	なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。	なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲において、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。
1.(2)①	契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理組合との間でマンション管理等にかかる委託契約（以下、「マンション管理委託契約」といいます）を締結の上、管理組合から、管理費用の支払事務等を受託します。	契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理組合との間でマンション管理等業務の委託にかかる契約（以下、「マンション管理委託契約」といいます）を締結の上、管理組合から管理費用の支払事務等を受託します。
1.(2)②	②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる振込依頼明細データの作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の理事長または担当理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログインID通知機能の利用による管理組合の理事長または担当理事のログインID	②マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権の範囲 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる振込依頼明細データの作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の管理者または承認等担当者のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログインID通知機能の利用による管理組合の管理者または承認等担当者のロ

	通知の当行に対する申請権限を含みます）を授与された上、当該権限を行使するものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して当該管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします）。 契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。	グイン I D 通知の当行に対する申請権限を含みます）を授与された上、当該権限を行使するものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします）。 契約者は、本サービスの利用の申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、契約者が管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。
1.(2)③	—	③管理組合との間の管理者業務委託契約の締結に基づく契約者に対する授権の範囲 契約者は、管理組合との間で管理者業務の委託にかかる契約（以下、「管理者業務委託契約」といいます）を締結の上、管理組合から管理組合の管理者としての業務を受託した場合には、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において承認等担当者管理機能（管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します）、管理者交代機能（管理組合側サービス利用規定 1.(1)②に定義します）または支払等承認機能（管理組合側サービス利用規定 1.(1)③に定義します）のうち管理組合が管理組合所定の方法により指定したものを利用する権限を授与された上、当該権限を行使することがで

		きます（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の管理者として支払等承認機能を利用するに当たり、管理組合から支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします）。 契約者は、承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用時において、管理組合との間で締結した管理者業務委託契約が適法かつ有効に存続していること、管理組合の管理者として管理組合から承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。 当行は、契約者による承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用が行われた場合には、契約者が管理組合との間で締結した管理者業務委託契約が適法かつ有効に存続しており、管理組合の管理者としての契約者に対する管理組合による承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能の利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。
1.(2)④	③管理組合に対する情報開示	④管理組合に対する情報開示

	当行は、管理組合に対し、契約者が本サービスを利用または管理組合が管理組合側サービスを利用する上で必要な契約者に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。	当行は、管理組合（管理組合の管理者、管理組合または当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下本③において同じ）に対し、契約者が本サービスを利用または管理組合が管理組合側サービスを利用する上で必要な契約者に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。
2.(1)	当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。	当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾して当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。
3.(3)①	①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。	①契約者は、自らの責任において、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を第三者に対して一切開示しないものとします。
3.(3)②	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契約者は直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。なお、ログイン ID、初期パスワードまたはパスワードの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契約者は、自らの責任において、直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。なお、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。
4.(1)⑤	⑤契約者による支払等承認機能の利用 契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（管理組合側サービ	—

	ス利用規定 1.(1)③に定義します) を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。 契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。 当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。	
4.(5)①	組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログイン ID を当行所定の方法により当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができるログイン ID 通知機能その他管理組合の管	組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログイン ID を当行所定の方法により当該管理者または承認等担当者に通知することを当行に申請することができるログイン ID 通知

	理のための当行所定の機能をいいます。	機能その他管理組合の管理のための当行所定の機能をいいます。
4.(5)③	担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がパスワード初期化機能を利用することにより、当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。	担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がパスワード初期化機能を利用することにより、当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に申請することになります。これにより当該管理者または承認等担当者のパスワードが初期化され、当該管理者または承認等担当者は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。
4.(5)④	担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通知することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がログイン ID 通知機能を利用することにより、当該理事長または担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通知することを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に対して当行所定の方法により当行から通知される	担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者に対して当該管理者または承認等担当者のログイン ID を通知することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がログイン ID 通知機能を利用することにより、当該管理者または承認等担当者に対して当該管理者または承認等担当者のログイン ID を通知することを当行に申請することになります。これにより当該管理者または承認等担当者のログイン ID が当該管理者または承認等担当者に対

	ことになります。	して当行所定の方法により当行から通知されることになります。
4.(7)②	契約者は、契約者の担当者が入金不能分返金通知機能の利用により当行所定の通知を受領した場合には、直ちにその旨該当する管理組合の 理事長 に連絡するものとします。	契約者は、契約者の担当者が入金不能分返金通知機能の利用により当行所定の通知を受領した場合には、直ちにその旨該当する管理組合の 管理者 に連絡するものとします。
5.(5)①	(5)マンション管理委託契約の失効時の対応 ①契約者は、マンション管理委託契約が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合には、遅滞なく当行に通知するものとします。かかる失効通知は、契約者自らまたは当該失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合をして当行に対して当行所定の方法によるものとします。	(5)マンション管理委託契約 等 の失効時の対応 ①契約者は、マンション管理委託契約 または管理者業務委託契約 が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合には、遅滞なく当行に通知するものとします。かかる失効通知は、契約者自らまたは当該失効したマンション管理委託契約 または管理者業務委託契約 の当事者であった管理組合をして当行に対して当行所定の方法によるものとします。
5.(5)②	契約者が当該管理費用の支払に関して本サービスを利用した場合には、当行が当該管理組合に対して 支払承認依頼 にかかるデータの送信等の後続処理を行うことがあります。これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。	契約者が当該 失効したマンション管理委託契約の当事者であった管理組合 にかかる管理費用の支払に関して本サービスを利用した場合には、当行が当該管理組合に対 する振込依頼明細 データの送信等の後続処理を行うことがあります。これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。
5.(5)③	—	③契約者は、 管理者業務委託契約の失効後において、当該失効した管理者業務委託契約の当事者であった管理組合にかかる承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用しないものとします。契約者が当該失効した管理者業務委託契約の当事者であった管理組合にかかる承認等担当者管理機能、管理者交代機能または支払等承認機能を利用した場合には、当行が当該管理組合のために承

		認等担当者の登録等（管理組合側サービス利用規定 1.(1)①に定義します）もしくは管理者の登録を正当な権限を有する者が適法かつ有効に行ったものと認め、または支払等承認後振込手続（管理組合側サービス利用規定 1.(1)④に定義します）等の後続処理を行うことがあります。が、これにより契約者および管理組合に生じた損害について、当行は責任を負わず、契約者が自らの責任において処理するものとします。
6.(7)①	(7)マンション管理委託契約にかかる事項 ①当行は、マンション管理委託契約の内容、同契約に基づく取引その他マンション管理委託契約に関連する契約、取引その他の事項（以下、併せて「原取引関連事項」といいます）について一切関知しません。	(7)マンション管理委託契約等にかかる事項 ①当行は、マンション管理委託契約または管理者業務委託契約の内容、当該各契約に基づく取引その他マンション管理委託契約または管理者業務委託契約に関連する契約、取引その他の事項（以下、併せて「原取引関連事項」といいます）について一切関知しません。
7.(1)	(1) 運 絡先の届出	(1) 連 絡先の届出
8.(4)	ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。	契約者および当行間の ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。